

**2024年度
(令和6年度)**

教職課程履修要綱

城西国際大学

学籍番号： _____

氏 名： _____

はじめに

この要綱は、教員を志すみなさんが免許状を取得する時に必要な教職課程の履修方法について説明したものです。

本学には中学校・高等学校・幼稚園・養護の課程があり、さらに、中学校・高等学校は教科別にわかれています。自分がどの学校種のどの教科の教員になりたいのかを明確にし、免許状取得を目指す必要があります。(所属学科・コース(以下、学科等)で取得できる免許種・教科が異なります)

免許状を取得するためには、学科等の科目を履修するとともに、教職課程の科目を履修しなくてはなりません。言うまでもなく、教職課程科目は児童・生徒の学習や学校生活を指導・支援するために学ぶ科目です。この点を踏まえ、自己の教員像、生徒像および教育観を形成することができるように主体的、計画的に学習をしてください。

履修に際しては、この要綱を熟読し、早い時期から計画的に学習し、目標を達成しましょう。

目 次

I. 本学における教職課程	1
1. 理念・趣旨	1
2. 免許状の種類および教科	1
3. 学部における理念・趣旨	2
4. 教職課程の単位	5
5. 教職課程年間行事	6
6. 教職課程の登録	7
7. 履修上の注意	7
8. 教育（養護）実習	8
9. 教育（養護）実習事前指導および事後指導	10
10. 介護等体験	10
11. 留学する場合の留意点	10
12. 編入学生について	11
13. 科目等履修生について	11
14. 教職支援室	11
15. 教育職員免許状申請手続	11
16. 教職課程に係わる費用	12
17. 教職課程に関する問い合わせ	12
II. 中学校・高等学校教諭課程	13
III. 幼稚園教諭課程	26
IV. 養護教諭課程	31

I. 本学における教職課程

1. 理念・趣旨

城西国際大学教育職員免許状取得のための課程（以下、教職課程）は、建学の精神「学問による人間形成」及び教育理念「国際社会で生きる人間としての人格形成」に基づき、幅広い国際的視野と高度な専門的知識・技能を兼ね備えた教員を養成する。すなわち、国際的かつ学際的な視点を有し、学部・学科での専門教育と海外留学やインターンシップ、各種実習、地域・社会貢献、高度教養教育等をおして、広く社会の諸分野でリーダーシップを発揮できる教員の養成を行う。

2. 免許状の種類および教科

（第1表）取得可能な免許状の種類および教科

○一種免許状課程

学 部	学科・コース	免許状の種類・教科			
		幼一種免	中一種免	高一種免	養教一種免
経営情報	総合経営		社 会 保健体育	公 民 保健体育	
国際人文	国際文化		国 語 社 会	国 語 地理歴史	
	国際交流		英 語	英 語	
福祉総合	子ども福祉コース	幼稚園			
看 護	看 護				養 護

〔注〕免許状の種類は略称によって記入されている。正式な名称は次のとおりである。

幼一種免……………幼稚園教諭一種免許状

中一種免……………中学校教諭一種免許状

高一種免……………高等学校教諭一種免許状

養教一種免……………養護教諭一種免許状

3. 学部における理念・趣旨

経営情報学部

教員養成に対する理念・趣旨

当該学部はグローバルとローカルの統一的な視点を持ち、「考える力」「気づく力」「創り出す力」と実行力豊かな「マネジメント力」を備えた教員を目指しています。国際的な視点を持ち、ビジネス領域に加え、公的機関や非営利組織、スポーツ・健康分野、消費生活、情報通信という様々なマネジメントを学ぶことで、幅広い視野と知識、管理能力を身につけた教員を養成します。

目指す教員像

教科名：社会科

国際的視野に立って社会に対する関心を高め、ビジネスやマネジメントの事例を活用して、社会科の地理・歴史・公民の各領域における学びの有用性をわかりやすく教授できる教員を養成します。また、日本の政治・経済・文化に関する最新の知識とともに、世界、とりわけアジアに関する基礎的教養を兼ね備えた教員を養成します。

教科名：公民科

現代社会への深い洞察力を有し、国際的視野に立ち、問題意識を持って各種課題に取り組める教員を養成します。国際経済、国際経営を学ぶことで、グローバルマネジメント能力を養います。また、人間としての在り方、生き方について探求し、平和で民主的な社会を創造できる人材を育てる教員を養成します。

教科名：保健体育科

保健体育の知識に加えて、少子高齢社会の中で、健康作りやスポーツの指導、そしてそれらの活動の組織的な運営に必要なマネジメント知識を有する教員を養成します。心と身体を一体としてとらえ、心身の健康の促進を図り、運動の実践をとおして、生涯にわたり健康を保持推進する知識と実践力を教授できる教員を養成します。

国際人文学部

教員養成に対する理念・趣旨

当該学部は、グローバル化社会に対応すべく、言語力とグローバル・センスを有し、国際社会で強いリーダーシップを発揮できる教員の養成を目指しています。国際文化学科では国際的な視野と語学力、異文化理解力を有し、柔軟な発想と行動力を備えた教員を養成します。国際交流学科では実践的な語学力と国際交流のための知識とコミュニケーション能力を身につけた教員を養成します。

目指す教員像

教科名：国語科

日本語学と外国語を学び、比較することによって、日本語とその表現の特質を客観的にとらえて教育に活かすことのできる教員を養成します。また、異文化理解能力をもとに他者理解の態度やコミュニケーション能力に優れた教員、古文などの言語文化を通して日本の伝統文化を次世代に伝えられる教員を養成します。

教科名：社会科

現代社会をグローバルな視点でとらえ、総合的な知識と思考力を身につけ、それをわかりやすく解説することができる、良識ある教員を養成します。また、他者理解の力を身につけ、悩んだりつまづいたりする生徒に寄り添い、共に行動できる教員を養成します。

教科名：地理歴史科

アジアをはじめ、世界の中での日本の課題と役割を踏まえて教壇に立つことができ、広く深い専門知識を身につけ、良識を持って行動できる教員を養成します。また、優しさと厳しさを併せ持ち、生徒の社会認識の確立と人間としての自立を支援できる教員を養成します。

教科名：英語科

英語を世界共通語として認識し、併せてさまざまな国の言語・文化に興味をもち、異文化理解を推進することができる教員を養成します。また、異文化を受容すると同時に、自文化に対する認識を深め、国際社会において自分の意見を発信することができる教員を養成します。

福祉総合学部

教員養成に対する理念・趣旨

当該学部は、国際大学において、世界共通の福祉の学びをととして、異文化理解と受容力を習得し、グローバル化社会を担う教員の養成を目指しています。社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士などの国家資格で求められる福祉知識に加えて、多様な社会問題を主体的に考察し、さまざまな立場から現代社会を教授することができる教員を養成します。

目指す教員像

幼稚園教諭

幼稚園の教員として、子どもの遊びについて音楽・図画工作・体育の各教科を統合した教育方法を実践から学ぶことをととして、子どもの主体的な学びを適切に援助できる幼稚園教員を養成します。また、福祉の視点から、ソーシャルワークの知識を活かし、子育て支援の現場で様々な相談・支援活動にあたることのできる教員を養成します。さらに、専門教育（保育士）の知識を併せもつことで、保育・乳幼児教育に関する高度な知識と技術を兼ね備えた教員を養成します。

看護学部

教員養成に対する理念・趣旨

当該学部は、児童生徒の心身の発達と社会との関係を理解し、健康を守り、発達を促進し、児童生徒が健やかな状態で学習活動を展開できるような支援者としての養護の教員養成を目指しています。健康と教育に関する専門的な知識と技術に加えて、薬学の知識、福祉の知識を有し、コミュニケーションによる対人関係構築能力を基盤とした思いやりのある養護教員を養成します。

目指す教員像

養護教諭

養護関連科目をととして看護学の知識と技術を学び、実習科目をととしてコミュニケーション能力を養うことで、児童生徒に寄り添い、傾聴し、理解しあい、助け合うことのできる養護の教員を養成します。また、課題を探究し、児童生徒を取り巻く環境の変化に応じて、他の教員と連携して役割の拡大に対応できる養護教員を養成します。

4. 教職課程の単位

免許状取得のためには「基礎資格」を有し、「文部科学省令に定める科目（教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目）」、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「教科及び教科の指導法に関する科目」、および「大学が独自に設定する科目」について所定の単位を修得しなければならない。

（第2表）法令上の教育職員免許状取得のための最低修得単位数（教職員免許法施行規則より抜粋）

免許状種類	基礎資格	文部科学省令に定める科目	教育の基礎的理解に関する科目等	教科及び教科の指導法に関する科目 ※1	大学が独自に設定する科目
幼稚園教諭一種免許状	学士の学位	8単位	21単位	16単位	14単位
中学校教諭一種免許状	学士の学位	8単位	27単位	28単位	4単位
高等学校教諭一種免許状	学士の学位	8単位	23単位	24単位	12単位
養護教諭一種免許状	学士の学位	8単位	28単位	21単位	7単位

※1：幼稚園教諭一種免許状は、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」

養護教諭一種免許状は、「養護に関する科目」

（第3表）本学における教育職員免許状取得のための最低修得単位数

免許状種類	教科	基礎資格	文部科学省令に定める科目	教育の基礎的理解に関する科目等	教科及び教科の指導法に関する科目 ※1	大学が独自に設定する科目
幼一種免		学士の学位	14単位	24単位	26単位	4単位
中一種免	国語	学士の学位	8単位	31単位	28単位	2単位
	社会	学士の学位	8単位	31単位	34単位	2単位
	保健体育	学士の学位	8単位	31単位	37単位	2単位
	英語	学士の学位	8単位	31単位	28単位	2単位
高一種免	国語	学士の学位	8単位	27単位	24単位	8単位
	地理歴史	学士の学位	8単位	27単位	24単位	8単位
	公民	学士の学位	8単位	27単位	24単位	8単位
	保健体育	学士の学位	8単位	27単位	37単位	0単位
	英語	学士の学位	8単位	27単位	28単位	4単位
養教一種免		学士の学位	11単位	29単位	36単位	0単位

〔注〕免許状の種類は略称によって記入されている。正式な名称は次のとおりである。

幼一種免……………幼稚園教諭一種免許状

中一種免……………中学校教諭一種免許状

高一種免……………高等学校教諭一種免許状

養教一種免……………養護教諭一種免許状

※1：幼稚園教諭一種免許状は、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」

養護教諭一種免許状は、「養護に関する科目」

5. 教職課程年間行事

1 年次	
4 月	教職課程オリエンテーション 教職課程登録（登録カード提出、登録費 5,000 円納入）

2 年次	
4 月	教職課程オリエンテーション 教職課程費納入
2 月	介護等体験申込 【中高教諭課程】
3 月	教育（養護）実習希望校調査 教職課程履修カルテ記入

3 年次	
4 月	教職課程オリエンテーション 介護等体験費納入 【中高教諭課程】
5 月	介護等体験ガイダンス 【中高教諭課程】 教育（養護）実習内諾ガイダンス
6 月～2 月	介護等体験（特別支援学校）参加 【中高教諭課程】 介護等体験（社会福祉施設）参加 【中高教諭課程】
7 月	教育（養護）実習報告会
10 月	教育（養護）実習ガイダンス
3 月	教育実習事前面接・模擬授業 【中高教諭課程】 教育実習事前面接・模擬保育 【幼稚園教諭課程】 教育実習事前面接・模擬健康相談 【養護教諭課程】 教職課程履修カルテ記入

4 年次	
4 月	教職課程オリエンテーション 教育（養護）実習生名簿登記 教育（養護）実習事前指導 教職課程費納入
5 月～6 月	教育（養護）実習
7 月～11 月	教育（養護）実習事後指導、実習報告会
10 月	免許状一括申請ガイダンス 1
12 月	免許状一括申請ガイダンス 2
2 月	免許状一括申請ガイダンス 3 履修カルテ記入
3 月	（卒業式）免許状授与

※ 中学校教諭一種免許状取得希望者は、「大学が独自に設定する科目」である「介護等体験（2 単位）」を履修することで、介護等体験（特別支援学校、社会福祉施設）に参加できる。

6. 教職課程の登録

- (1) 教職課程を履修しようとする者は、JIU Portal で資格登録をするとともに、1 年次 4 月末日までに「教職課程履修登録カード」を教務課へ提出して、教職登録費（5,000 円）を納入すること。
- (2) 各年次のオリエンテーションは、『教職課程履修要綱』を持参して出席すること。
- (3) 教職課程に登録していない学生は、「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「教科教育法」を履修することはできない。
- (4) 教職課程の登録教科を変更する場合や、登録を取り消す場合は、教務課に申し出ること。
- (5) 学生委員会等の懲罰を受けた場合は、教職課程運営委員会の議を経て、教職課程の登録が取り消される。

7. 履修上の注意

- (1) 教職課程を履修しようとする者は、『教職課程履修要綱』にしたがい、1 年次から履修計画を立てること。ただし、履修にあたっては、卒業に必要な科目を優先し、その上で、教職課程の科目の履修を考えること。したがって、時間割上で履修したい教職関係の科目と学部専門科目が同時に重複した場合は、前述の原則に従って履修計画を立てること。
- (2) 時間割上、卒業に必要な必修科目と重複しない限り、配当年次に従って履修すること。配当年次に必修科目を修得できずに、上位学年で他の必修科目と重複してしまった場合は、修業年限（4 年間）で、免許状を取得できない。
- (3) 授業科目は、上級年次の科目を履修することはできない。上級年次の者が、下級年次に配当された科目を履修することは差し支えないが、時間割編成上、学部専門科目と重複する場合があるので、配当年次に履修することが望ましい。
- (4) 教職課程に関する連絡は、JIU Portal もしくは JIU メールにより行う。

8. 教育（養護）実習

教育（養護）実習は、教員免許状の取得を目指す学生にとっては欠かすことのできないものである。実際の教育現場において、大学で学んだ理論や知識を生かすとともに、教育の現場にふれながら教育の実践的な知識、技能、態度等の基礎を修得するものである。実習についての詳細は教育（養護）実習の手引きで紹介する。

（１）教育（養護）実習の期間と必要単位数

種類	期間	科目名	単位	履修年次
中学校教諭一種免許状	4 週間	教育実習Ⅰ（事前及び事後指導を含む）	3	4
		教育実習Ⅱ	2	
高等学校教諭一種免許状	2 週間	教育実習Ⅰ（事前及び事後指導を含む）	3	4
幼稚園教諭一種免許状	4 週間	教育実習（事前及び事後指導を含む）	5	4
養護教諭一種免許状	3 週間	養護実習（事前及び事後指導を含む）	5	4

（２）教育（養護）実習受講要件

- ・ 本学において、教育実習開始日までに最低２年間に在籍していること。
 - ・ 科目等履修生は本学卒業生であること。
 - ・ 各課程別に以下の要件を満たしていること。
- ・ 中学校、高等学校教諭課程
 - ア) 「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち、「教科に関する専門的事項」から 16 単位以上、「各教科の指導法（情報機器及教材の活用を含む。）」から 4 年次開講科目を除いて全て修得していること。
 - イ) 「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、4 年次開講科目を除いて全て修得していること。
 - ウ) 文部科学省令に定める科目（教育職員免許法施行規則第 66 条の 6）を全て修得していること。
 - エ) 教育実習事前指導、ガイダンスに全て出席していること。
 - オ) 伝染性疾患を有しないもの、その他実習に支障のないものであること。
 - カ) 教育実習事前面接・模擬授業審査に合格していること。
 - キ) 教育実習を行うにふさわしい学業成績（3 年次終了時点 GPA2.00 以上）を有していること。
 - かつ学部に進級条件を満たしていること。
 - ク) 学生委員会等の懲罰を受けていないこと。

・幼稚園教諭課程

- ア)「領域及び保育内容の指導法に関する科目」のうち、「領域に関する専門的事項」を6科目10単位以上（各領域区分で1科目以上）、「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）」を7科目8単位以上修得していること。
- イ)「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、4年次開講科目を除いて全て修得していること。
- ウ) 文部科学省令に定める科目（教育職員免許法施行規則第66条の6）を全て修得していること。
- エ) 教育実習の事前指導を受けていること。
- オ) 伝染性疾患を有しないもの、その他実習に支障のないものであること。
- カ) 教育実習事前面接・模擬保育審査に合格していること。
- キ) 教育実習を行うにふさわしい学業成績（3年次終了時点でGPA2.00以上）を有していること。
かつ学部を進級条件を満たしていること。
- ク) 学生委員会等の懲罰を受けていないこと。

・養護教諭課程

- ア)「養護に関する科目」を16科目27単位以上（免許法施行規則に定める科目区分で最低1科目以上）修得していること。
- イ) 養護実習（事前及び事後指導を含む）、教職実践演習（養護）を除く「教育の基礎的理解に関する科目等」を全て修得していること。
- ウ) 文部科学省令に定める科目（教育職員免許法施行規則第66条の6）を全て修得していること。
- エ) 養護実習事前指導、ガイダンスを受けていること。
- オ) 伝染性疾患を有しないもの、その他実習に支障のないものであること。
実習前の準備においてツベルクリン反応、BCG接種年月日、最終結果、HBウイルス抗体価、小児期感染症（麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎など）の予防接種歴及び既往歴＜小児期感染症に関する抗体価＞の検査結果により抗体陰性のものは予防接種を済ませていること。（1年次の教職オリエンテーションで指導する）
- カ) 養護実習事前面接・模擬健康相談審査に合格していること。
- キ) 養護実習を行うにふさわしい学業成績（3年次終了時点でGPA2.00以上）を有していること。
かつ学部を進級条件を満たしていること。
- ク) 学生委員会等の懲罰を受けていないこと。

9. 教育（養護）実習事前指導および事後指導

（1）教育（養護）実習事前指導

教育（養護）実習に向けて、担当教員より指導を行う。

期間：4年次4月（日時および教室等については、掲示により指示をする）

（2）教育（養護）実習事後指導

教育（養護）実習終了後、担当教員により指導を行う。

（日時および教室等については、掲示により指示をする）

10. 介護等体験

中学校教諭一種免許状取得希望者が該当する。

平成10年4月1日「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」が施行され、小学校または中学校の教員免許状を取得する際の必須要件となっている。

目的は、障がい者、高齢者等に対する介護、介助、さらにこれらの人々との人間的な交流等の体験を通して、個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する知識を深め、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期することである。

中学校教諭一種免許状取得希望者は、3年次に大学が独自に設定する科目「介護等体験」（2単位）を履修した上で、特別支援学校2日間、社会福祉施設5日間体験を行う。ガイダンス、事前指導を実施するので必ず参加すること。

介護等体験参加資格

ア）大学が独自に設定する科目「介護等体験」（2単位）を履修すること。

イ）本学において、履修までに最低1年間在籍していること。

ウ）科目等履修生は本学卒業生であること。

エ）介護等体験事前指導、ガイダンスに全て出席していること。

オ）伝染性疾患を有しないもの、その他、介護等体験に支障のないものであること。

11. 留学する場合の留意点

在学中に留学し、免許状を取得することは可能である。しかし、留学時期・期間によっては4年間では取得できない場合がある。所定の教育（養護）実習にいくための条件を満たしておく必要があり、綿密な計画が必要である。留学する際は必ず教職課程担当教員および教務課にて相談すること。

1 2. 編入学生について

編入学した際の単位認定は、あくまで「卒業要件」としての認定である。「教員免許状取得要件」としての認定ではない。そのため、編入学生は、教職課程の履修開始前に教務課にて事前相談を申し込み、既修得科目（卒業要件として認定された科目を含む）の、どの科目が教員免許状取得要件として適用されるかを確認すること。その際、編入学前の学校にて「学力に関する証明書」を取得し、持参すること。

1 3. 科目等履修生について

科目等履修生は履修前に教務課にて相談を申し込み、指示を受けること。

科目等履修生となるためには、入学試験を受けて合格しなくてはならない。

1 4. 教職支援室

F 棟 M2 階および、H 棟 5 階に教員志望の学生を支援するために、教職支援室（Teachers Training Room）を設置して、教員採用試験に向けた勉強会や論文指導・面接指導も定期的に開催している。

中学校・高等学校の教科書を始め、教員採用試験対策問題集、教職関連書籍を取り揃えているので、教材研究、授業の練習など、自主学習の場として使用して欲しい。

教職支援室を利用する際は、教務課に「教職支援室利用申請書」を提出すること。

利用可能日：月曜日～金曜日

利用可能時間：9:00～17:00

※教員採用試験対策講座や面接指導を実施している場合は、個人での利用ができない。

夏季休業期間・冬季休業期間等で利用できない場合もあるので、教務課に確認すること。

1 5. 教育職員免許状申請手続

一括申請

大学から千葉県教育委員会に一括して申請を行うものである。この申請を行うと、卒業時に免許状を授与することができる。申請手続きについては、4 年次の 10 月にガイダンスを行う。中学校教諭一種免許状の申請を希望するものは介護等体験（特別支援学校 2 日間、社会福祉施設 5 日間）の証明書が必要である。詳細については別途、ガイダンス時に説明する。

個人申請

過年度卒業生（科目等履修生）や一括申請手続きを行なかつた者の手続きである。申請時期、必要書類は各都道府県により異なるため、各自、当該教育委員会にて確認すること。

1 6. 教職課程に係わる費用

課 程	1 年次	2 年次	4 年次	合 計
中学校・高等学校教諭課程	5,000 円	15,000 円	20,000 円	40,000 円
幼稚園教諭課程	5,000 円	10,000 円	15,000 円	30,000 円
養護教諭課程	5,000 円	20,000 円	25,000 円	50,000 円

上記年次の所定の期間内に納入する。所定の期間内に納めない場合は、教職課程の登録は取り消される。なお、一度、納めた教職課程費は理由の如何にかかわらず返還しない。納入方法等、詳細については、2, 4 年次のオリエンテーションにて説明する。

1 7. 教職課程に関する問い合わせについて

教職課程に関する問い合わせは教務課（本部棟 1 階）にて受け付ける。

Ⅱ．中学校・高等学校教諭課程

1. 履修について

経営情報学部、国際人文学部教職課程は、中学校・高等学校教諭一種免許状を取得する課程である。本学においては、以下に述べる種類・教科の課程がある。免許状取得のためには、卒業に必要な科目に加えて「教育の基礎的理解に関する科目等」など、相当量の自由科目を履修しなければならない。

教職課程は、将来教員になる意欲のある者の履修を原則とする。充実した学業を修め大学を卒業すること、その上でさらに、教職をめざす熱意を持って最後まで努力する意志が求められる。最近の教員採用は数において少なく、質においてもきわめて高度なものが要求されており、これらの状況を踏まえたうえで履修すること。

2. 教育職員免許状について

(1) 免許状の種類および教科

本学、中学校・高等学校課程で取得できる教育職員免許状は、第1表のとおりである。免許種、教科によって修得しなくてはならない単位数が異なるので、14ページの一覧表で必要単位数を確認すること。

(第1表) 中学校・高等学校課程で取得できる免許状の種類および教科

学部	学科	免許状の種類	
		中学校教諭一種	高等学校教諭一種
経営情報	総合経営	社 会 保健体育	公 民 保健体育
国際人文	国際文化	国 語 社 会	国 語 地理歴史
	国際交流	英 語	英 語

(2) 基礎資格と最低修得単位数

教育職員免許法では第2表に示す「基礎資格」を有し、「文部科学省令に定める科目（教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目）」、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「教科及び教科の指導法に関する科目」、および「大学が独自に設定する科目」について所定の単位（最低修得単位）を修得しなければならない。

(第2表) 教育職員免許状取得のための最低修得単位数

免許状種類	教科	基礎資格	文部科学省令に定める科目	教育の基礎的理解に関する科目等	教科及び教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目
中一種免	国語	学士の学位	8単位	31単位	28単位	2単位
	社会	学士の学位	8単位	31単位	34単位	2単位
	保健体育	学士の学位	8単位	31単位	37単位	2単位
	英語	学士の学位	8単位	31単位	28単位	2単位
高一種免	国語	学士の学位	8単位	27単位	24単位	8単位
	地理歴史	学士の学位	8単位	27単位	24単位	8単位
	公民	学士の学位	8単位	27単位	24単位	8単位
	保健体育	学士の学位	8単位	27単位	37単位	0単位
	英語	学士の学位	8単位	27単位	28単位	4単位

〔注〕免許状の種類は略称によって記入されている。正式な名称は次のとおりである。

中一種免……………中学校教諭一種免許状

高一種免……………高等学校教諭一種免許状

第2表中の「文部科学省令に定める科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」は、どの教科にも共通に設定された科目である。それぞれ第3表、第4表にその内容が示されている。

また、「教科及び教科の指導法に関する科目」は、免許教科ごとに定められた科目である。第7表から第14表に学科および教科ごとにその内容が示されている。

「教育の基礎的理解に関する科目等」、「教科及び教科の指導法に関する科目」から最低修得単位を超えて履修した単位が、「大学が独自に設定する科目」の単位数として計算される。

3. 単位の修得及び履修方法

(1) 学士の称号を得る

教育職員免許状を取得するには、基礎資格である学士の学位を得ることが前提となる。

まず学科ごとに指定された卒業に必要な科目を修得しなければならない。さらに、その中には文部科学省令に定める、第3表の科目を含むという制限がある。注意をして履修をすること。

(第3表) 文部科学省令に定める科目〔免許法施行規則第66条の6〕

区分		本学開設科目	単位	履修方法
日本国憲法		日本国憲法	2	必ず修得すること。
体 育		生涯スポーツ概論	2	3科目の内、いずれか2単位を修得すること。 ※スポーツ科学 A とスポーツ科学 B は、セットで2単位
		スポーツ科学 A	1	
		スポーツ科学 B	1	
外国語コミュニケーション		Oral Fluency I	2	3科目の内、いずれか1科目 (2単位)を修得すること。
		Oral Fluency II	2	
		English for Advanced Studies A	2	
数理、データ活用 及び人工知能に関 する科目又は情報 機器の操作	数理、データ活用及 び人工知能に関する 科目	データサイエンス I	2	2科目の内、いずれか1科目 (2単位)を修得すること。
	情報機器の操作	デジタルアプリ A	2	

(2) 教育の基礎的理解に関する科目等

「教育の基礎的理解に関する科目等」は、免許状を取得するうえで、一部の科目を除き、必修となる。

(第4表) 教育の基礎的理解に関する科目等

免許法施行規則に定める科目区分		本学開設科目		
科目	各科目に含めることが 必要な事項	授業科目	単位	履修年次
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	☆教育原理	2	2
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)	☆教職論	2	1
	教育に関する社会的、制度的又は経営 的事項(学校と地域との連携及び学校 安全への対応を含む。)	☆教育制度	2	2
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び 学習の過程	☆教育心理学	2	2
	特別の支援を必要とする幼児、児童及 び生徒に対する理解	☆特別のニーズ教育論	2	2
	教育課程の意義及び編成の方法(カリ キュラム・マネジメントを含む。)	☆教育課程論	2	1
生徒指導、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	☆道徳教育の理論と方法	2	1
	総合的な学習(探究)の時間の指導法	☆総合的な学習の時間の指導法	2	2
	特別活動の指導法	☆特別活動論	2	2
	教育の方法及び技術	☆教育方法論(ICT活用を含む)	2	2・3
	情報通信技術を活用した教育の理論及 び方法			
	生徒指導の理論及び方法※	☆生徒指導 (進路指導の理論及び方法を含む)	2	2
	教育相談(カウンセリングに関する基 礎的な知識を含む。)の理論及び方法	☆教育相談 (カウンセリングを含む)	2	3
教育実践に関する科目	教育実習	☆教育実習Ⅰ (事前及び事後指導を含む)	3	4
		☆教育実習Ⅱ	2	4
	教職実践演習	☆教職実践演習(中・高)	2	4

注1 ☆印の付してある科目は、免許状の資格を得ようとする者は必修である。ただし、「道徳教育の理論と方法」においては高等学校免許状のみを取得する者は除く。高等学校免許状のみ希望する者が取得した際は「大学が独自に設定する科目」の単位数として計算する。

注2 教育実習Ⅰ(事前及び事後指導を含む)を履修するには、第4表の教職実践演習(中・高)を除く☆印を付してある必修科目全てと、第7表～第14表に示されている「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」の「教科教育法」の所定単位を第5表に示されているとおり修得していなければならない。なお、中学校の免許状を取得する場合には、「教育実習Ⅱ」を併せて履修すること。

(第5表) 教科教育法の科目名および「教育実習Ⅰ(事前及び事後指導を含む)」履修条件

教科	科目名	単位	履修年次	修得条件
国 語	国語科教育法Ⅰ	2	3年・S2	国語科教育法Ⅰ～Ⅲ (6単位)を修得している こと。
	国語科教育法Ⅱ	2	3年・F1	
	国語科教育法Ⅲ	2	3年・F2	
	国語科教育法Ⅳ	2	4年・S1	
社 会	社会科教育法Ⅰ	2	3年・S2	社会科教育法Ⅰ～Ⅲ (6単位)を修得している こと。
	社会科教育法Ⅱ	2	3年・F1	
	社会科教育法Ⅲ	2	3年・F2	
	社会科教育法Ⅳ	2	4年・S1	
英 語	英語科教育法Ⅰ	2	3年・S2	英語科教育法Ⅰ～Ⅲ (6単位)を修得している こと。
	英語科教育法Ⅱ	2	3年・F1	
	英語科教育法Ⅲ	2	3年・F2	
	英語科教育法Ⅳ	2	4年・S1	
保健体育	保健体育科教育法Ⅰ	2	3年・S2	保健体育科教育法Ⅰ～Ⅲ (6単位)を修得している こと。
	保健体育科教育法Ⅱ	2	3年・F1	
	保健体育科教育法Ⅲ	2	3年・F2	
	保健体育科教育法Ⅳ	2	4年・S1	
地理歴史	地理歴史科教育法Ⅰ	2	3年・S2	全て修得していること。
	地理歴史科教育法Ⅱ	2	3年・F1	
公 民	公民科教育法Ⅰ	2	3年・S2	全て修得していること。
	公民科教育法Ⅱ	2	3年・F1	

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」は、免許状の教科別に定められた科目で、各学科の専門科目の一部及び、各教科の指導法の科目からなっている。本学では中学・高校と両方の免許状取得を目指す教科コース制をとっており、その科目は第7表～第14表のとおりである。学科ごとに授業科目が指定されているので、所属学科の表を確認すること。指定された科目の中から、☆印の付しである教職課程における必修科目を含み中学は28単位、高校は24単位以上を修得すること。

(4) 大学が独自に設定する科目

「大学が独自に設定する科目」第6表は、中学校教諭一種免許状を取得する上で必修科目となる。
高等学校教諭一種免許状を取得する場合は、選択科目となる。

(第6表) 大学が独自に設定する科目

科目	単位	履修年次	備考
介護等体験	2	3	中学校教諭一種免許状取得の為に必修科目

○中学校課程：

「教育の基礎的理解に関する科目等」および「教科及び教科の指導法に関する科目」の中から、
本学が定める最低修得単位数を超えて、介護等体験（2単位）の修得が必要である。

○高校課程：

「教育の基礎的理解に関する科目等」および「教科及び教科の指導法に関する科目」の中から、
本学が定める最低修得単位数を超えて、国語科、地理歴史科、公民科は8単位、英語科
は4単位以上の修得が必要である。

経営情報学部 総合経営学科

社会コース（社会）

以下の表より、最低 34 単位以上修得しなければならない。また、☆の付してある科目は必ず修得しなければならない。

第 7 表 中学校教諭一種免許状（社会）

施行規則に定める科目区分等		本学開設科目	単位	履修年次	備考			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項							
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に 関する 専門的 事項	日本史・外国史	☆外国史概説 ☆日本の歴史 A ☆日本の歴史 B	2 2 2	2 1・2 1・2			
		地理学（地誌を含む。）	☆地理学 A ☆地理学 B ☆地誌	2 2 2	2 2 3			
		「法学、政治学」	☆法律学概論 ☆国際法 消費生活と行政 政治学入門 民法 A 民法 B 商法 税法 A 税法 B	2 2 2 2 2 2 2 2 2	1・2 3・4 1・2 2・3 2・3 2・3 2・3 3・4 3・4			
			「社会学、経済学」	☆国際経済学 ☆経済原論 A ☆経済原論 B 経済学入門 ミクロ経済学 マクロ経済学 財政学 金融論 経営管理総論 企業倫理論 国際経営論 企業と社会	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2・3・4 1・2・3 1・2・3 1 3 3 3・4 2・3 2・3 3・4 1		
				「哲学、倫理学、宗教学」	倫理学概論 宗教学概論	2 2	1・2 1・2・3	いずれか 1 科目 2 単位以上選択必修
					各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	☆社会科教育法Ⅰ ☆社会科教育法Ⅱ ☆社会科教育法Ⅲ ☆社会科教育法Ⅳ	2 2 2 2	3 3 3 4

社会コース（公民）

以下の表より、最低 24 単位以上修得しなければならない。また、☆の付してある科目は必ず修得しなければならない。

第 8 表 高等学校教諭一種免許状（公民）

施行規則に定める科目区分等			本学開設科目	単位	履修年次	備考
科目区分		各科目に含めることが必要な事項				
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に 関する 専門的 事項	「法学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	☆法律学概論	2	1・2	
			☆国際法	2	3・4	
			消費生活と行政	2	1・2	
			政治学入門	2	2・3	
			民法A	2	2・3	
			民法B	2	2・3	
			商法	2	2・3	
			税法A	2	3・4	
			税法B	2	3・4	
		「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	☆国際経済学	2	2・3・4	
			☆経済原論 A	2	1・2・3	
			☆経済原論 B	2	1・2・3	
			経済学入門	2	1	
			ミクロ経済学	2	3	
			マクロ経済学	2	3	
			財政学	2	3・4	
			金融論	2	2・3	
			経営管理総論	2	2・3	
		企業倫理論	2	2・3		
	国際経営論	2	3・4			
企業と社会	2	1				
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	倫理学概論	2	1・2	いずれか 1 科目 2 単位以上選択必修		
	宗教学概論	2	1・2・3			
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	☆公民科教育法Ⅰ	2	3		
		☆公民科教育法Ⅱ	2	3		

保健体育コース（保健体育）

以下の表より，最低 37 単位以上修得しなければならない。

また、☆の付してある科目は必ず修得しなければならない。

第9表 中学校教諭一種免許状・高等学校教諭一種免許（保健体育）

施行規則に定める科目区分等			本学開設科目	単位	履修年次	備考
科目区分		各科目に含めることが必要な事項				
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	体育実技	☆体づくり運動	1	2	※2科目より1科目 1単位選択必修
			☆器械運動	1	2・3	
			☆陸上競技	1	2・3	
			☆水泳	1	2・3	
			☆柔道	1	2・3	
			☆ダンス	1	2・3	
			※サッカー	1	2・3	
			※バスケットボール	1	2・3	
			☆バレーボール	1	2・3	
			☆ソフトボール	1	2・3	
			スキー	1	2・3	
		「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）	☆運動学（運動方法学を含む）	2	2・3	※4科目より2科目 4単位選択必修
			☆体育史	2	2・3	
			※スポーツ経営学	2	2・3	
			※スポーツ心理学	2	2	
			※スポーツ社会学	2	1・2・3	
			※心と身体の科学	2	2	
		生理学（運動生理学を含む。）	☆運動生理学	2	2	※5科目より2科目 4単位選択必修
			※解剖生理学	2	2	
	※スポーツ栄養学		2	2		
※健康管理概論	2		2			
※スポーツ医学	2		3			
※健康運動指導法（実習を含む）	2		3			
衛生学・公衆衛生学	☆衛生・公衆衛生学	2	3			
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	☆学校保健学	2	3			
	☆救急処置（実習を含む）	2	2			
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	☆保健体育科教育法Ⅰ	2	3			
	☆保健体育科教育法Ⅱ	2	3			
	☆保健体育科教育法Ⅲ	2	3			
	☆保健体育科教育法Ⅳ	2	4			

国際人文学部 国際文化学科

国語コース（国語）

以下の表より，中学校は最低 28 単位以上，高校は最低 24 単位以上修得しなければならない。

また，☆の付してある科目は必ず修得しなければならない。

第 10 表 中学校教諭一種免許状（国語）・高等学校教諭一種免許状（国語）

施行規則に定める科目区分等		各科目に含めることが 必要な事項	本学開設科目	単位	履修年次	備考
科目区分						
教科 及 び 教科 の 指 導 法 に 関 する 科目	教科 に 関 する 専 門 的 事項	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	☆日本語学概論 A	2	1・2	
			☆日本語学概論 B	2	1・2	
			日本語の文法 A	2	1・2	
			日本語の文法 B	2	1・2	
			日本語の語彙・意味	2	1・2	
			日本語の音声	2	2	
			日本語表現	2	1・2	
		国文学（国文学史を含む。）	☆日本文学概論	2	1・2	
			☆日本文学史	2	2	
			日本の文学（古典）	2	2・3	
			日本の文学（近・現代）	2	2・3	
		漢文学	☆漢文講読	2	2・3	
		書道（書写を中心とする。）	☆書道（書写中心）	2	2・3	中学校のみ必修
		各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	☆国語科教育法Ⅰ	2	3	
			☆国語科教育法Ⅱ	2	3	
			☆国語科教育法Ⅲ	2	3	
			☆国語科教育法Ⅳ	2	4	

※「書道（書写を中心とする。）」は、高等学校教諭一種免許状は修得単位数に算入できないため注意すること。

社会コース（社会）

以下の表より、最低 34 単位以上修得しなければならない。また、☆の付してある科目は必ず修得しなければならない。

第 11 表 中学校教諭一種免許状（社会）

施行規則に定める科目区分等			本学開設科目	単位	履修年次	備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項					
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	日本史・外国史	☆外国史概説	2	1・2	
			☆日本の歴史 A	2	1・2	
			☆日本の歴史 B	2	1・2	
			文化交流史（日本：アジア）	2	2・3	
			文化交流史（日本：欧米）	2	2・3	
			アメリカの歴史	2	1・2	
			韓国の歴史	2	1・2	
			中国の歴史	2	1・2	
			ラテンアメリカの歴史	2	2・3	
		地理学（地誌を含む。）	☆地理学 A	2	2	
			☆地理学 B	2	2	
			☆地誌	2	2・3	
			文化人類学	2	1・2	
			文化遺産	2	2・3	
			日中比較文化	2	3・4	
		「法学、政治学」	☆法律学概論	2	1・2	
			☆国際法	2	3・4	
			国際関係論	2	3・4	
			政治学入門	2	1・2	
		「社会学、経済学」	☆国際経済学	2	3・4	
			☆経済原論 A	2	2・3	
			☆経済原論 B	2	2・3	
			社会学入門	2	1・2	
			韓国現代文化	2	1・2	
		「哲学、倫理学、宗教学」	倫理学概論	2	2	いずれか 1 科目選択必修
			宗教学概論	2	2	
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	☆社会科教育法Ⅰ	2	3		
		☆社会科教育法Ⅱ	2	3		
		☆社会科教育法Ⅲ	2	3		
		☆社会科教育法Ⅳ	2	4		

社会コース（地理歴史）

以下の表より、最低 24 単位以上修得しなければならない。また、☆の付してある科目は必ず修得しなければならない。

第 12 表 高等学校教諭一種免許状（地理歴史）

施行規則に定める科目区分等			本学開設科目	単位	履修年次	備考
科目区分		各科目に含めることが必要な事項				
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	日本史	☆日本の歴史 A	2	1・2	
			☆日本の歴史 B	2	1・2	
			文化交流史（日本：アジア）	2	2・3	
			文化交流史（日本：欧米）	2	2・3	
		外国史	☆外国史概説	2	1・2	
			アメリカの歴史	2	1・2	
			韓国の歴史	2	1・2	
			中国の歴史	2	1・2	
			ラテンアメリカの歴史	2	2・3	
		人文地理学・自然地理学	☆地理学 A	2	2	
			☆地理学 B	2	2	
			文化人類学	2	1・2	
			文化遺産	2	2・3	
	日中比較文化		2	3・4		
	日本民俗学		2	1・2		
	日韓比較文化	2	3・4			
	地誌	☆地誌	2	2・3		
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	☆地理歴史科教育法Ⅰ	2	3		
		☆地理歴史科教育法Ⅱ	2	3		

国際人文学部 国際交流学科

英語コース（英語）

以下の表より、最低 28 単位以上修得しなければならない。また、☆の付してある科目は必ず修得しなければならない。

第 13 表 中学校教諭一種免許状（英語）・高等学校教諭一種免許状（英語）

施行規則に定める科目区分等			本学開設科目	単位	履修年次	備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項					
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	英語学	☆英語学概論 A	2	1・2	
			☆英語学概論 B	2	1・2	
		英語文学	☆アメリカ文学概論	2	1・2	
			☆近代イギリス文学	2	2・3	
		英語コミュニケーション	☆Basic Writing Skills I	2	1	※2科目より1科目 2単位選択必修
			☆Intermediate Practical Discussion Skills I	2	1	
			☆Intermediate Reading Skills I	2	2	
			※English for Specific Purposes C	2	2	
			※Intermediate Writing Skills I	2	2	
			Business English Writing	2	3・4	
			Spoken Business English	2	3・4	
		異文化理解	☆異文化間コミュニケーション論	2	2・3	
			☆異文化理解	2	1・2	
			日本と北米	2	1・2	
			比較文化概論	2	1・2	
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	☆英語科教育法Ⅰ	2	3		
		☆英語科教育法Ⅱ	2	3		
		☆英語科教育法Ⅲ	2	3		
		☆英語科教育法Ⅳ	2	4		

Ⅲ．幼稚園教諭課程

1. 履修について

福祉総合学部子ども福祉コースは、幼稚園教諭（及び保育士）の養成を主たる目的とするコースである。学生には、充実した学業を修め大学を卒業すること、その上でさらに、教職をめざす熱意を持って最後まで努力する意志が求められる。近年、幼稚園教諭には子どもたちの育ちの変化や社会の変化に対応する力、幼稚園での生活と家庭での生活を連動させる力等、高度な能力が求められている。この状況を踏まえ、実践に役立つスキルと理論を考察しながら、履修をすること。

2. 教育職員免許状について

（1）免許状の種類および教科

福祉総合学部子ども福祉コースで取得できる教育職員免許状は、第1表のとおりである。

（第1表）取得できる免許状の種類

学部・コース		免許状の種類
福祉総合学部	子ども福祉コース	幼稚園教諭一種

（2）基礎資格と最低修得単位数

教育職員免許法では第2表に示す「基礎資格」を有し、「文部科学省令に定める科目（教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目）」、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」、および「大学が独自に設定する」について所定の単位（最低修得単位）を修得しなければならない。

（第2表）教育職員免許状取得のための最低修得単位数

免許状種類	基礎資格	文部科学省令に定める科目	教育の基礎的理解に関する科目等	領域及び保育内容の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目
幼稚園教諭一種免許状	学士の学位	14単位	24単位	26単位	4単位

なお、上記の「教育の基礎的理解に関する科目等」、「領域及び保育の指導法に関する科目」の最低修得単位を超えて履修した単位は「大学が独自に設定する科目」の単位として計算される。

3. 単位の修得及び履修方法

(1) 学士の称号を得る

教育職員免許状を取得するには、学士の学位を得ることが前提となる。まずコースに指定された卒業に必要な科目を修得しなければならない。さらに、その中には文部科学省令に定める、第3表の科目を含むという制限があるので注意をして履修をすること。

(第3表) 文部科学省令に定める科目〔免許法施行規則第66条の6〕

区分		本学開設科目	単位	履修方法
日本国憲法		日本国憲法	2	全科目、修得すること。
体 育		生涯スポーツ概論	2	
		スポーツ科学 A	1	
		スポーツ科学 B	1	
		外国語コミュニケーション		
数理、データ活用 及び人工知能に関 する科目又は情報 機器の操作	数理、データ活用及 び人工知能に関する 科目	データサイエンス I	2	
	情報機器の操作	デジタルアプリ A デジタルアプリ B	2 2	

(2) 教育の基礎的理解に関する科目等

「教育の基礎的理解に関する科目等」(第4表)は、免許状を取得するうえで全て必修となる。

(第4表) 教育の基礎的理解に関する科目等

免許法施行規則に定める科目区分		本学開設科目		
科目	各科目に含めることが 必要な事項	授業科目	単位	履修年次
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	☆幼児教育原理	2	1
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	☆保育者論	2	1
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	☆教育社会学	2	1
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	☆保育の心理学 ☆子どもの理解と援助	2 1	1 2
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	☆特別支援保育	2	2
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	☆保育・教育課程論	2	2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	☆幼児教育方法論	2	3
	幼児理解の理論及び方法	☆子どもの発達と相談	2	3・4
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)			
教育実践に関する科目	教育実習	☆教育実習 (事前及び事後指導を含む)	5	4
	教職実践演習	☆保育・教職実践演習A	1	4
		☆保育・教育実践演習B	1	4

注 ☆印の付してある科目は、免許状を得ようとする者は必修である。

(3) 領域及び保育内容の指導法に関する科目

「領域及び保育内容の指導法に関する科目」のうち「領域及び保育内容の指導法①」(第5表)及び「領域及び保育内容の指導法②」(第6表)は、免許状を取得する上で、一部科目を除き必修となる。

(第5表) 領域及び保育内容の指導法①

施行規則に定める科目区分等			本学開設科目	単位	履修年次	備考
科目区分		各科目に含めることが必要な事項				
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	健　　康	☆保育の表現理解（体育）A ☆保育の表現理解（体育）B	1 1	2 2	
		人間関係	☆子どもの人間関係と観察	2	3・4	
		環　　境	☆子どもの生活と社会	2	2	
		言　　葉	☆幼児文化論 幼児国語	2 2	3 3	
		表　　現	☆音楽入門 A	1	1	
			☆音楽入門 B	1	1	
			☆保育の表現理解（音楽）A	1	2	
			☆保育の表現理解（音楽）B	1	2	
	☆保育の表現理解（造形）A		1	2		
	☆保育の表現理解（造形）B	1	2			
領域及び保育内容の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目						

注 ☆印の付してある科目は、免許状を得ようとする者は必修である。

(第6表) 領域及び保育内容の指導法②

施行規則に定める科目 区分等		本学開設科目	単位	履修年次	備考
科目区分					
領域及び 保育内容の 指導法に関する 科目	保育内容の 指導法（ 情報機器及び教材の活用を含む）	☆保育内容指導法	2	2	
		☆保育内容総論	1	2	
		☆保育内容演習（健康）	1	2	
		☆保育内容演習（表現）	1	3	
		☆幼児教育研究（遊びの援助）	2	3	
		☆特別な保育ニーズの理解と支援 A	1	2	
		☆特別な保育ニーズの理解と支援 B	1	2	
		☆保育内容演習（人間関係）	1	2	
		☆保育内容演習（環境）	1	3	
		☆保育内容演習（言葉）	1	3	

注 ☆印の付してある科目は、免許状の科目を得ようとする者は必修である。

(4) 大学が独自に設定する科目

「大学が独自に設定する科目」第7表は、免許状を取得するうえで、☆の付してある科目は、必修科目となる。

(第7表) 大学が独自に設定する科目

施行規則に定め る科目区分等	本学開設科目	単位	履修年次	備考
科目区分				
大学が 独自に 設定する 科目	地域ボランティア研修	2	1	
	ジェンダーと福祉社会	2	1・2	
	子どもの権利と福祉	2	3・4	
	地域における子育て支援 A	1	3・4	
	地域における子育て支援 B	1	3・4	
	☆保育実践と表現 A	1	3	
	☆保育実践と表現 B	1	3	
	☆子どもの生活と遊び A	1	3	
	☆こどもの生活と遊び B	1	3	

注 ☆印の付してある科目は、免許状を得ようとする者は必修である。

IV. 養護教諭課程

1. 履修について

看護学部看護学科は、養護教諭一種免許状を取得する課程である。学生には、充実した学業を修め大学を卒業すること、その上でさらに、教職をめざす熱意を持って最後まで努力する意志が求められる。各種国家試験受験資格取得に必要な単位に加えて「養護に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」を履修することになるため、1年次から目的を持って履修し4年間にわたる過密な履修スケジュールをやり遂げる強い意志と根気が必要である。

近年、養護教諭には健康と教育に関する専門知識の他、学校における心理的なケアの充実が求められるようになってきている。この状況を踏まえ、実践に役立つスキルと理論を考察しながら、履修をすることが必要である。その結果として新たなキャリアを目指す職業選択の拡大につなげていくことができる。

2. 教育職員免許状について

(1) 免許状の種類および教科

看護学部看護学科で取得できる教育職員免許状は、第1表のとおりである。

(第1表) 取得できる免許状の種類

学部・学科		免許状の種類
看護学部	看護学科	養護教諭一種

(2) 基礎資格と最低修得単位数

教育職員免許法では第2表に示す「基礎資格」を有し、「文部科学省令に定める科目（教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目）」、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「養護に関する科目」について所定の単位（最低修得単位）を修得しなければならない。

(第2表) 教育職員免許状取得のための最低修得単位数

免許状種類	基礎資格	文部科学省令に定める科目	教育の基礎的理解に関する科目等	養護に関する科目
養護教諭一種	学士の学位	11 単位	29 単位	36 単位

3. 単位の修得及び履修方法

(1) 学士の称号を得る

教育職員免許状を取得するには、学士の学位を得ることが前提となる。まず看護学科に指定された卒業に必要な科目を修得しなければならない。さらに、その中には文部科学省令に定める、第3表の科目を含むという制限があるので注意をして履修をすること。

(第3表) 文部科学省令に定める科目〔免許法施行規則第66条の6〕

区分		本学開設科目	単位	履修方法
日本国憲法		日本国憲法	2	全科目、修得すること。
外国語コミュニケーション		Oral Fluency I	2	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	数理、データ活用及び人工知能に関する科目	データサイエンス I	2	
	情報機器の操作	デジタルアプリ A	2	
体 育		生涯スポーツ概論	2	
		スポーツ科学 A※	1	※いずれか1単位を修得すること。
		スポーツ科学 B※	1	

(2) 教育の基礎的理解に関する科目等

「教育の基礎的理解に関する科目等」(第4表)は、免許状を取得するうえで、全科目必修となる。

(第4表) 教育の基礎的理解に関する科目等

免許法施行規則に定める科目区分		本学開設科目		
科目	各科目に含めることが 必要な事項	授業科目	単位	履修年次
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	☆教育原理	2	2
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	☆教職論	2	1
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	☆教育制度	2	2
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	☆教育心理学	2	3
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	☆特別のニーズ教育論	2	3
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	☆教育課程論	2	1
道徳、総合的な学習の時間等の 内容及び生徒指導、教育相談等 に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	☆道徳教育の理論と方法 ☆特別活動と総合的な学習の時間	2 2	1 3
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	☆教育方法論	2	1
	生徒指導の理論及び方法	☆生徒指導	2	1
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	☆教育相談 (カウンセリングを含む)	2	3
教育実践に関する科目	養護実習	☆養護実習 (事前及び事後指導を含む)	5	4
	教職実践演習	☆教職実践演習(養護)	2	4

(3) 養護に関する科目

「養護に関する科目」は、第5表のとおりである。全科目、必修科目である。

(第5表) 養護に関する科目

施行規則に定める科目区分等		本学開設科目	単位	履修年次	備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項				
養護に関する科目	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	公衆衛生看護学概論 疫学	2 2	2 1	
	学校保健	学校保健	2	3	
	養護概説	養護概説	2	3	
	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	健康支援と健康教育	2	2	
	栄養学（食品学を含む。）	臨床栄養学	2	1	
	解剖学・生理学	人体の構造機能 A 人体の構造機能 B	2 2	1 1	
	「微生物学、免疫学、薬理概論」	病原微生物学 臨床免疫学 臨床薬理学	2 2 2	1 1 2	
	精神保健	精神看護学概論 精神看護方法論	1 2	1 2	
	看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	看護学概論	1	1	
		母子看護学概論	2	2	
		クリティカルケア方法論演習	1	3	
		災害看護	1	4	
		災害看護演習	1	4	
		基礎看護学実習 A	1	1	
		基礎看護学実習 B	2	2	
		小児看護学実習	2	3	

2024 年度（令和 6 年度）教職課程履修要綱

発 行 日：令和 6 年 4 月 1 日

発行・編集：城西国際大学 教職課程運営委員会

〒283-8555 千葉県東金市求名 1 番地

TEL：0475-55-8842（教務課）
